

障がい者虐待が疑われる場合に当該障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図 (参考例)(2018年6月 長野県健康福祉部障がい者支援課)

障がい者虐待の疑い行為を発見した者

★市町村障がい者虐待防止センターへ通報

※支給決定市町村がわかる場合には支給決定市町村へ連絡
※通報者は法律により保護される
(障害者虐待防止法第16条、公益通報者保護法)

★行政が行う調査に協力

最優先

★利用者の安全確保、応急処置

★家族／身元引受人等へ連絡、報告 (管理者等の責任のある者からの状況説明)

★虐待を行った疑いのある職員の勤務を変更する等の対応 (直接的な支援から外す、出勤停止にする 等)

★関係者への事実の確認 (虐待を行った疑いのある職員、目撃者、障がい者本人、他)

★法人本部に報告 (必要に応じ、臨時理事会の開催について検討)

★虐待防止委員会の招集、開催

※通報者は、通報したことにより解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています。
(障害者虐待防止法第16条第4項)

行政による事実確認調査の結果

●虐待であると判断された場合

利用者／家族／身元引受人等へ報告、説明 (謝罪、改善に向けての対応に関する説明)

虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い、信頼の回復に努める必要があります。

- 虐待が行われた要因の分析と再発の防止
- 法人としての対応策をまとめる(改善計画の策定、法人内での共有 等)
- 再発防止策(研修等)の徹底

<原因の分析方法>

・虐待を行った職員及びその他の職員への聞き取り、虐待防止委員会での分析、第三者的立場の有識者による検証委員会、法人による他施設等への内部調査の実施 等

<加害者の職員や役職者への処分等>

・事実の確認と原因の分析を通じ、虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにし、法人として責任の所在に応じた処分を行う。
・処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行う。

○虐待ではないと判断された場合

利用者／家族／身元引受人等へ報告、説明 (結果及び今後の取組についての説明)

- 虐待防止体制の見直し
- 支援内容の見直し

<虐待防止の例>

- ・虐待防止委員会の定期的な開催、支援の検証
- ・全職員に対する虐待防止研修の継続的な実施
- ・各種研修の実施
- ・定期的な虐待防止チェックリストの実施
- ・定期的な職員ストレスチェックの実施
- ・管理者による現場の把握
- ・風通しの良い職場づくり(ボランティア等の受け入れ)

「虐待ではない」と判断された場合であっても、通報があった事実を真摯に受け止め、日頃から継続して虐待防止に取り組むことが大切です。